

Title	生田正輝教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.7 (1960. 7) ,p.126- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600715-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

生田正輝教授學位請求論文審査要旨

1 主論文 マス・コミュニケーションの諸問題

2 副論文 (1) テレビジョンと政治

(2) ラジオに對するテレビジョンの影響

(3) テレビジョンと印刷媒體

主論文「マス・コミュニケーションの諸問題——現代社會におけるその政治的・社會的機能について」の著者の主たる研究目的は、現代の大眾社會におけるマス・コミュニケーションの政治的、社會的機能を中心として生起する諸問題を、マス・コミュニケーションの諸側面に照して説明しようとするところにある。

ところで、本書の理論的基礎づけは、(一)人間社會の存続と人間相互のコミュニケーションが相互不可分の關係にある事實を科學的に説明すること、(二)科學的概念として把握された世論をふまえないが、それがマス・コミュニケーションを通して現代の大眾社會に發生する新しい社會關係とどのような關連にあるかを見極めようとする二點に求められている。

こうして本書は從來、政治學、社會學、新聞學、社會心理學等々の領域において、ごく斷片的に取扱われていたマス・コミュニケーション現象につき、マス・コミュニケーションの政治的、社會的機能の解明ということを主題として綜合的かつ體系的な研究を企てたものとして高く評價されなければならない。

さて、本書の具體的内容についてみるのに、まず序章「コミュニケーションと人間社會」においては、前述した通り、コミュニケーション現象を社會的事實として指定した上でそれと文化および社會生活との關連乃至はその變動過程を論じ、次に第一篇「マス・コミュニケーションと現代社會」においては、近代的マス・コミュニケーションの成立と發展をふりかえりながら、近代社會におけるマス・コミュニケーションの機能、特にマス・コミュニケーションと現代大眾社會との關連を見極めようとしているが、ここでは社會學理論との交流による理論社會學とマス・コミュニケーション研究との統合を試みようとしている努力が注目される。

次に第二篇「マス・コミュニケーションと政治」では、第一篇の論述と關連しながら、政治學的な視角から改めてマス・コミュニケーションの諸問題に接近しようとしている。そのために著者は、まずマス・コミュニケーションと世論あるいはマス・コミュニケーションと國家との關連を追求しているが、その場合現實の面でつねに

重大問題化する大衆の「政治的無關心」および政府の「政策」とマス・コミュニケーションとの関連性に注目することも忘れてはいない。なお現代の大衆社會における世論の概念規定については、これまで幾多の論議がなされてきたが、この點に關して著者は多くの學說を紹介しながら、理想型として把握される世論を指定した上で、それに對するマス・コミュニケーションの役割を明らかにしようとする。その場合マス・コミュニケーションの實態分析については、それが現代社會において果している順機能と逆機能との両面からこの問題の解明を試み、獨裁國におけるマス・コミュニケーション政策と照合しながら民主主義國における世論政治の危機を鋭く摘出している。この關連において、著者が本篇の最終章においてマス・コミュニケーションの自由の問題を取上げ、マス・コミュニケーションの自由の現代的意義を解明しながら、マス・コミュニケーションの自由と責任の問題にも觸れていることは正しい。

續いて著者は第三篇の「マス・コミュニケーション・メディア」においては、新聞・ラジオ・映畫・テレビジョンという現代の主要なマス・コミュニケーション・メディアのおおのについて、その發展過程、おのおののメディアに特有な機能的特質ならびにその現狀につき豊富な資料を駆使しながら、分析を進めている。これまでのマス・コミュニケーション研究のなかには、ややもすれば個別的

なメディア論に終始するものが多かつたが、本書での取扱いは、一般理論の構築に必要な限りの素材の整理が行われているので、そのためにかえつて學術論文としての本書の價値を高めている。

また第四篇「事業としてのマス・コミュニケーション」は、現代におけるマス・コミュニケーションの商業性と獨占・集中化的傾向を明らかにしている。すなわち資本主義體制下でのマス・コミュニケーションの經濟的側面を究明しながら、マス・コミュニケーションの弊害と缺點とを摘出し、現代社會にもたらすその反社會的な機能をマス・コミュニケーションのコンマーンシャリズムと企業の獨占・集中化の二面から追求しているのである。

最後の第五篇「社會主義社會のマス・コミュニケーション」では、政治的、社會的に著しく異つた條件のもとにおかれている社會主義體制下のソヴェット連邦のマス・コミュニケーションについて、その地位と役割とを浮彫りにしようとして試みている。そうすることによつて著者は、體制を異にする國家間におけるマス・コミュニケーションの實態を對比しながら、いろいろな國家におけるマス・コミュニケーションがおのおの如何に重要な役割を演じているかを明らかにするとともに、資本主義體制下のマス・コミュニケーションにつき改めて解決されなければならない多くの問題があることを示唆しようとする。

これを要するに、著者は現代の大家社會におけるマス・コミュニケーションについての複雑な諸問題をば、マス・コミュニケーションの社會的・政治的機能という一線を貫きながらいろいろな側面から綜合的に研究することによつて、マス・コミュニケーション研究において今迄全く未開拓のまま残されていた領域にまで開拓の歩みを進めて行つたのであつて、その業績はまことに稱讃されるべきである。

なお、参考論文「テレビジョンと政治」、「ラジオに對するテレビジョンの影響」、「テレビジョンと印刷媒體」の諸論文は、いずれも最近において登場したもつとも新しいマス・コミュニケーション・メディアであるテレビジョンが、現代政治および既存のマス・メディアに與えた影響について實證的な研究をほどこしたものであるが、それは著者のマス・コミュニケーション研究があくまで經驗主義をもつて貫かれるものであることを證據たてるものとして注目することができよう。

このように本書を通してなされている著者の確固たる理論的根據、豐富なる實證資料、新しき理論的構築のための綜合研究方法は、その基礎をなしている著者の廣い學殖とともに、著者に法學博士の學位を與えるに至當なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員 慶應義塾大學教授 米山 桂三

慶應義塾大學教授 島田 久吉

慶應義塾大學教授 伊藤 政寬

高島正夫教授學位請求論文審査要旨

主論文 (1) 株式會社法並びに有價證券法の研究

(2) 株式會社法研究 (その二)

提出された論文は「株式會社法並びに有價證券法の研究」と題するもの、及び「株式會社法研究 (その二)」と題するもの二つであつて、前者は八編、後者は二編の各獨立した論文から成る。以下に順次之を檢討する。

株式會社法並びに有價證券法の研究

一、株式會社法研究

(一) 株式申込證據金領收證の法的性格

株式申込證據金領收證が、株券の發行されるまでの間、その代用證券として取引界に輾轉流通し、且つその間株券におけると同様